



『桜のように』



桜は夏は葉を茂らせ木陰を作り、冬は寒さにじっと耐え、春にとても綺麗に花を咲かせます。人間も冬の桜のように辛抱する時期もあるからこそ、夏の桜のようにそっと誰かの支えになったり、春の桜のように自分自身が主演となったり、様々な一面を魅せられるようになるのかもしれないね。今年もお花見は難しいかもしれませんが、静かな桜並木をゆっくりと散歩して、今までとは違う桜の一面を見つけてみてはいかがでしょうか🌸

さて、「めがね税理士通信」2022年4月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここをチェック！！

研修の講師に支払う旅費に対する源泉徴収の要否

社員教育の一環として外部講師を招き講演をお願いするときに、開催場所が遠隔地であるときは宿泊代や交通費もあわせて負担する場合があります。今回は、講師へ報酬を支払う際の旅費に対する源泉徴収の取り扱いについて解説いたします。

旅費の支払者は

1. 旅費を直接会社が支払う場合
報酬や料金の支払者が、役務を提供する人のその役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用を負担する場合に役務を提供する人に支払うものではなく、その支払者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額が費用として通常必要と認められる範囲内の者であるときは、**源泉徴収をしなくて差支えありません。**
2. 旅費を講師が支払い、後日精算する場合
講師が宿泊や交通機関について直接手配し、支払を済ませた後、領収書と引き換えに講師に支払をする場合、**たとえ実費相当額であっても、講演会場へ出向き講演するための費用である以上、講演のための対価と認められますので、講演料と合わせて源泉徴収する必要があります。**

源泉徴収 要	講師が直接支払い、報酬と合わせて支払う場合
源泉徴収 不要	報酬・料金の支払者が直接宿泊施設・交通機関に支払う場合



旅費の取り扱い

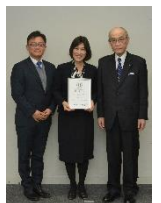
給与所得者が次に掲げる旅行を行う場合に支給される旅費については、所得税法において旅費を非課税とする規定はありますが、報酬・料金の支払対象者となる**事業所得者に支給する旅費については非課税の規定はありません。**

- ①勤務する場所を離れて職務を遂行するために行う旅行
- ②転任に伴う転居のために行う旅行
- ③就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行

いしかわ男女共同参画推進宣言企業に認定されました！

むかいアドバイザーグループの新田です。先日、当社が『いしかわ男女共同参画推進宣言企業(女性活躍加速化クラス)』に認定され、3月7日(月)に県知事から認定書の交付を受けました！当社はもともと「男性も女性も生き生きと働くことができる職場環境づくり」はもちろん、「ポジティブアクション(積極的改善措置)」や「ワークライフバランス」等の推進も積極的に行っており、今回県にも認定されたことは社員のひとりとしても嬉しい限りです！他にも多くの県内企業が認定されたそうですが、石川県の企業全体の取組として益々その輪が広がることを願っています。

改めて「働きやすい職場環境」に感謝すると共に、むかいグループの一員である事を誇りに思えた出来事でした。仕事は勿論、今年は新たな趣味でも見つけて、よりプライベートを充実させたいな～♪なんて考えています(^^)／



記念撮影

獅子はわが子をわざと谷底につきおとす。きびしい仕打ちである。だがそのきびしさのなかで、幼い獅子は決してへこたれない。はい上がるなかで、はじめて自立を会得する。他に依存せず、みずからの力で歩むことの大事さを、みずからの身体でさとる。つまり自得するのである。自得するには、きびしさがある。ときには泣き出したいような、途方に暮れるようなこともあろう。しかし次の瞬間には、新たな勇気を生み出さねばならない。きびしさこそ、自得への第一歩ではないか。激動する世界のなかで、日本の国も容易でない。自得へのきびしい日々を覚悟したいものである。（引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所）



たかこサンの相続相談室

『相続登記の義務化』



Aさん：1年ほど前に私の父が亡くなったのですが、まだ不動産の名義変更をしていません。この名義変更はいつまでにしないといけなんでしょうか？

たかこサン：相続による不動産の名義変更を「相続登記」といいますが、現在はその手続きを行うかどうかは任意であり、義務ではありません。しかし、昨年、相続登記の義務化に関する法律が成立しました。2024年4月から施行される予定で、相続登記が義務化されることになります。

〈相続登記義務化の背景〉

相続登記の義務化は、“所有者不明土地の解消”を目的に行われます。

所有者不明土地とは、相続の際に、親の家や土地の名義変更をしないなど、相続登記が行われておらず、先代の名義のままになっていることが原因といわれています。所有者不明土地は土地の有効活用の妨げになっていますが、今回の相続登記義務化により、所有者不明土地の解消が期待されています。

〈法改正で相続登記はどう変わる？〉

① 相続登記申請の義務化

現在は相続登記が義務化されておらず、相続登記を行う期間制限もありませんが、改正法では、不動産の登記名義人が亡くなった場合の相続人は、亡くなったことを知り、かつその不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請しなければならないことになります。

② 違反者に対しては過料も

相続登記を申請する義務がある人が正当な理由がないにも関わらず申請をしない場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。

③ 相続人申告登記制度の創設

上記のとおり、改正法のもとでは、3年以内に相続登記をしなければなりません。遺産分割協議が終わっていないなどの事情により、相続登記をするのが難しいケースもあるでしょう。そこで、「私が相続人です」と法務局に申請することにより上記の登記義務を果たしたことにしてもらえ、“相続人申告登記制度”が創設されます。すぐに相続登記ができない場合は、この制度を利用するとよいでしょう。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301（受付時間：平日 9:00～18:00）

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sangler.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>

LINE公式



相続に関する情報を定期配信しています